

CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する  
関係府省庁・日本銀行連絡会議（連絡会議）第2次中間整理について

● 位置づけ

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、「政府・日本銀行は、諸外国の動向等も踏まえ、中間整理に基づき検討を深め、制度設計の大枠の整理として、主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにする。その後、発行の実現可能性や法制面の検討を進める。」と記載されている。これに基づき、CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議（局長級）において、CBDCに係る論点について検討を行った。
  
- 本年は、以下の三つのテーマの議論を行った。
  - (1) 私法上の整理について、CBDCの帰属・移転に係る権利関係について、法貨として現金同等の動的安全性を確保することや、不正利用対応ではトレーサビリティを活用し、現金よりも高い水準の権利保護を追求することの必要性などを議論した。
  - (2) プライバシーの保護とデータの利活用/公共政策上の要請の両立について、日本銀行が利用者情報・取引情報を扱わない構造を前提として、AML/CFTなどの公的要請への対応とプライバシーの保護の両立を具体化することや、社会に有用なデータ活用のため、同意の取得などに効率的に対応しうる制度を設計することの重要性などを議論した。
  - (3) 民間決済手段との役割分担について、事業者へのヒアリングを行い懸念や期待を確認した上で、現金が使われている場面での活用や、既存決済事業者間で送金が行われる際の仲立ちといった具体的なユースケースの議論を行った。
  
- 今回行った整理は、現時点での議論をまとめたものであり、CBDCの導入を予断するものではない。今後、発行の実現可能性を検討するにあたっては、諸外国における検討状況や、我が国における経済・社会情勢や決済を取り巻く環境・課題の変化、今後の技術面における進展等を踏まえつつ、改めて検討することになる。
  
- 今後は、今回議論された三つのテーマに加えて、日本銀行と仲介機関の役割分担（垂直的共存）、クロスボーダー決済やコスト負担のあり方といったその他の論点についても議論を行う。その際、利便性向上などの予想されるメリットが必要な社会的コストの見込みを上回ることが不可欠であることに留意しつつ、制度設計の大枠の整理に向けて、引き続き連絡会議等の場で検討を深める。

## 1. 検討の経緯

近年、経済・社会のデジタル化とキャッシュレス決済の普及が進む中で、2019年にいわゆる「グローバル・ステーブルコイン構想」が示されたこと等を契機として、日本・諸外国においてCBDC（中央銀行デジタル通貨）の検討が進められてきた。

CBDCは、中央銀行の負債としてそれぞれの国の法定通貨建てで発行される新たな形態の電子的な中央銀行マネーであり、個人や一般企業を含む幅広い主体の利用を想定した「一般利用型」の調査研究・検討が多くの国で進められている<sup>1</sup>。なお、発行判断は主要国・地域では行われていない一方、バハマなど一部の国・地域では導入もされている。

我が国においても、日本銀行が2020年10月に「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」を公表し、2021年4月以降、概念実証・パイロット実験を通じて技術面における実証に取り組んでいる。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年6月18日 閣議決定）において、「CBDCについて、政府・日銀は、（中略）制度設計の大枠を整理」することとされたことを踏まえ、通貨制度を所管する財務省において、CBDCに関する有識者会議が2023年4月に立ち上げられた。その後、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（2023年6月16日 閣議決定）において、「政府・日本銀行は、年内目途の有識者の議論の取りまとめ等を踏まえ、諸外国の動向を見つつ、制度設計の大枠を整理」することとされたことを踏まえ、CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議（以下、「連絡会議」）が2024年1月に設置され、同年4月には「中間整理」を取りまとめた。また、同年10月には、より実務的な議論を行うため、連絡会議の下にCBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議幹事会（以下、「幹事会」）を設置した。

本第2次中間整理は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（2024年6月21日 閣議決定）における「CBDC（中央銀行デジタル通貨）」

---

<sup>1</sup> CBDCには、「一般利用型」のほか、金融機関間での大口の決済に利用するなど一部の主体のみに提供される「ホールセール型」もあるが、本中間整理においては、「一般利用型」のCBDCについて検討を行っているため、特段の断りがない限り、「CBDC」は「一般利用型」を指すこととする。なお、ホールセール型のCBDCについては、DLT基盤を活用したとしても中央銀行当座預金に他ならないことから、主要国の中央銀行では「トークン化した中央銀行預金」など「CBDC」ではない呼称が広がっている。

について、政府・日本銀行は、諸外国の動向等も踏まえ、中間整理に基づき検討を深めるとの方針に基づき、主要論点に関する基本的な考え方や選択肢等を明らかにする観点から、本連絡会議においてこれまで行われた議論を整理したものである。

## 2. 諸外国の主な状況

CBDCについて、主要国・地域の動向を確認する<sup>2</sup>。米国においては、トランプ政権が、2025年1月に大統領令を発出し、米国の管轄区域におけるCBDCの発行、流通、検討などを禁止した。同年3月には、ベッセント財務長官から、米ドルを基軸通貨として維持するためステーブルコインを活用する方針が表明されている。

欧州においては、ECB（欧州中央銀行）が2021年10月から2年間実施したデジタルユーロの調査フェーズに続いて、2023年11月より準備フェーズを開始し、実証実験やルールブックの策定などが進められている。欧州委員会では、2023年6月にデジタルユーロに関する規則案を公表し、現在に至るまで欧州議会およびEU理事会における審議が続いている。通貨主権の確保や、プライバシー保護を始めとした域内決済網の質の底上げなどが導入意義として発信されてきたが、近時は、既存の金融仲介機能にステーブルコインが与え得る影響への懸念にも呼応する形で、決済システムの強靱性を向上させる役割も強調されている。今後については、2025年末までに次のフェーズへの移行を判断することとなっている。

英国においては、2023年2月に英国財務省・イングランド銀行が共同して市中協議文書を公表し、今後数年間にわたる設計フェーズに移るとともに、2024年1月にデジタルポンドの設計方針や今後の進め方に関する報告書を公表し、2025年1月にはデジタルポンドの進捗報告書を公表した。デジタル決済未利用者へのアクセス拡大のほか、公共プラットフォームとして、決済における効率性や民間部門のイノベーションを促進する可能性などが導入意義として考えられながら、検討が進められている。今後については、数年間で設計フェーズを完了した後、次のフェーズへの移行を判断することとされている。

---

<sup>2</sup> 本中間整理において、主要国・地域の考え方として参照しているものは主に以下のとおり。

欧州：ECB調査フェーズ進捗報告（1次～4次）“Progress on the investigation phase of a digital euro”（2022年9月、2022年12月、2023年4月、2023年7月）

ECB調査フェーズ報告書“A stocktake on the digital euro”（2023年10月）

ECB準備フェーズ進捗報告（1次、2次）“Progress on the preparation phase of a digital euro”（2024年6月、2024年12月）

米国：2025年1月23日発出の大統領令「デジタル金融技術における米国のリーダーシップ強化」では米国の管轄区域におけるCBDCの設立、発行、流通、使用を禁止。

英国：英国財務省／イングランド銀行市中協議“The digital pound: a new form of money for households and businesses?”（2023年2月）

イングランド銀行 進捗報告書“Progress update: The digital pound and the payments landscape”（2025年1月）

主要国・地域におけるCBDCの目的・意義は区々ではあるが、デジタル時代における中央銀行マネーへのアクセスを確保することを通じて、通貨主権と通貨・金融の安定性の確保や国内決済の強靱化・効率化、クロスボーダー決済の改善、民間イノベーションの促進、金融包摂<sup>3</sup>を目指す点で概ね共通している。また、その利用イメージとしては、既存のキャッシュレス決済の利用と同様、スマートフォンアプリ又は物理カードを用いての、個人間での送金や個人の企業に対する支払が想定されているほか、政府・個人間における支払も想定される。

なお、中国においては、中国人民銀行が2019年よりパイロット実験を開始し、その対象範囲を順次拡大して、2022年末時点においては17省26地域で実施しているが、その流通残高は約136億元（2022年末時点。現金流通残高全体の約0.13%）とされている。今後については、研究開発と応用例の構築を着実に進めつつ、活用の範囲を拡大していく意向を発信している。

また、バハマなどの一部の国・地域<sup>4</sup>においてCBDCが導入されているが、CBDCの流通残高は現金流通残高に比べて低い水準にとどまっている。更に、アジア諸国に目を向けると、例えば、タイやインドなどにおいて、CBDCに関する実証実験など調査研究・検討が進められている。

BIS（国際決済銀行）の報告書<sup>5</sup>によれば、2023年時点の調査に回答した86行の中央銀行のうち約9割がCBDCに関する調査等を実施しており、主な検討動機として、新興国・途上国を中心に金融包摂や国内決済の効率化が挙げられている。

---

<sup>3</sup> 欧州においては、「デジタル金融包摂」（金融サービスへのアクセスをもたない人々だけでなく、金融サービスのデジタル化により悪影響を受ける人々にも、金融サービスを適切に提供していくこと）の考え方が示されている。

<sup>4</sup> バハマのほか、東カリブ通貨同盟、ジャマイカ、ナイジェリア。

<sup>5</sup> BISサーベイ報告書“Making headway - Results of the 2023 BIS survey on central bank digital currencies and crypto”（2024年6月）

### 3. 日本銀行における取組状況

日本銀行は、2020年10月に「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」を公表し、「現時点でCBDCを発行する計画はないが、しっかり準備しておくことが重要である」という考え方の下、実証実験等の検討を進めていく方針を示した。

日本銀行は、こうした方針の下、2023年4月からは、技術的な実現可能性の検証と、民間事業者の技術や知見の活用を行うため、パイロット実験を開始した（なお、本パイロット実験において、店舗や消費者が関与する実取引を行うことは現時点では想定されていない）。このパイロット実験においては、エンドツーエンドでの処理フローの確認等のため、日本銀行が実験用システムを構築し、性能試験等を行っている。また、「CBDCフォーラム」を設置し、リテール決済に関わる民間事業者の参加を得ながら、幅広いテーマを議論・検討している。

日本銀行では、次のような前提で実験用システムを構築している。まず、仲介機関が日本銀行とユーザーの間に立ってCBDCの授受を仲立ちする前提のもと、CBDCの記録・確認を行う台帳については、相対的にシステム構成が複雑で、多くの項目を検証できるため、中央システムと仲介機関システムで分担管理を行う口座型<sup>6</sup>のデータモデルとしている。

また、日本銀行が台帳等の管理を行う可能性があるもとの、中央銀行による個人情報の取扱いを最小限にする観点から、仲介機関において顧客の個人情報を扱う部分（顧客管理部分）と、決済を扱う部分（台帳管理部分）を分離した上で、台帳管理部分では利用者情報・取引情報を扱わないこととしている。

さらに、仮に将来、社会実装することとなった場合の性能要件実現に向けた検討の中で、実験用システムでは、並列処理性を高める工夫を行った実装としている。一般的な、口座型のデータモデルでは、1ユーザーに対して1レコードを準備して当該ユーザーが持つ残高を当該レコードに記録する方法が一般的である。実験用システムではこれを拡張し、1ユーザーに対して複数レコード準備して、当該ユーザーが持つ残高を、複数に分割した上で各レコードに格納する（「レコード分割」と呼ぶ。なお、当該ユーザーが持つ口

---

<sup>6</sup> CBDCの保有状況を、仲介機関やユーザーが有する口座の残高として認識するもの。

座の残高は、複数のレコードを合算した値となる)。このようにすることで、同時に処理（口座に対する入出金）が来着する場合に、複数のレコードで同時に処理が行えるため、並列処理性を高めることが出来る。

#### 4. 関係府省庁・日本銀行連絡会議における議論の概要

本連絡会議では、2024年の「中間整理」において、（１）利用者の多様なニーズを踏まえつつ、CBDCを利便性の高い決済手段として提供していくために、日本銀行と仲介機関の役割分担をどう考えるか、（２）我が国では既に各種の決済手段が提供されている中で、決済システム全体としての安定性・効率性の確保を図っていくために、どのようにCBDCと各種の決済手段との共存・役割分担を行うのか、（３）いかに決済手段として常時機能させるとともに、プライバシーに対する国民の懸念に添えていくのか、（４）現行の法制度にも幅広く影響することが想定される中、法令面の対応をどうするか、といったことを主要な論点・課題として整理した。

この整理を踏まえて、他の論点の検討のために先んじて議論すべき事項や、関係府省庁や日本銀行との横断的な議論の必要性などからより時間を要し得る事項などを検討した結果、以下の三つのテーマを先行的に議論することとした。本節では、制度設計の大枠の整理に向けて、それぞれにおける現時点の基本的な考え方や考えられる選択肢を示していく。

- （１）私法上の整理
- （２）プライバシーの保護とデータの利活用/公共政策上の要請の両立
- （３）各種の民間決済手段との役割分担

なお、今回行った整理は、現時点での議論をまとめたものであり、CBDCの導入を予断するものではない。今後、発行の実現可能性を検討するにあたっては、諸外国における検討状況や、我が国における経済・社会情勢や決済を取り巻く環境・課題の変化、今後の技術面における進展等を踏まえつつ、改めて検討することになる。

また、日本銀行と仲介機関の役割分担（垂直的共存）や、刑事法・通貨法などのその他法令に基づく法令面の対応などについては、今後改めて議論を進めていく必要がある。

##### （１）私法上の整理

CBDCの私法上の整理について、幹事会では以下の議論が行われた。

##### ① 幹事会における議論

###### （ア）議論の前提

CBDCは、中央銀行である日本銀行の負債として発行され流通する、新



たな形態の電子的な中央銀行マネーである。「貨幣」及び「日本銀行券（紙幣）」と同様、信用リスクなく安全に利用できるとともに、基本的に即時に決済を完了して安全に受け取ることができる（以下、貨幣と紙幣のことを単に「現金」とする）。また、現金と同様、例えば店舗における日々の買い物など、日常取引に幅広く使うことができる。

このように、CBDCは現金と同様の機能・性質を多く持つものであり、決済手段として広く受け入れられるべきことから、法貨とすることが基本となる。そのため、強制通用力を有する法貨に相応する取引安全の保護が必要であり、現金と同等の権利保護がその一つの基準となる。

私法上の性質を含めた法令面の検討については、制度設計面や技術面の検討との足並みをそろえて進めていくことが重要である。特に、今後とも技術は進歩していくことを踏まえ、技術面のあり方が法令面の対応にどのように影響するかを整理した上で、将来の技術革新に柔軟に対応できる制度設計とし、法制度が特定の技術を前提としないようにしていくことが重要である。

私法上の整理に影響を持ち得る主要な技術前提として、実験用システムにおける顧客管理部分と台帳管理部分の分離などによって台帳による個人情報の取扱いが最小限となることを踏まえれば、CBDCの帰属などを規律する場合、台帳以外の情報による利用者の特定方法などの論点に対応する必要がある。

一方、主要な技術前提の中でも、私法上の整理に大きく影響しないと考えられるものもある。実験用システムにおけるレコード分割等の技術が採用され得ることを踏まえると、口座型の形式においても、トークン型<sup>7</sup>の性質や対応する私法上の扱いを実現する技術面の選択肢が確保されていると考えられ得る。

こうした技術前提と、法令面との関わりについては、今後の技術の進展に応じて引き続き柔軟に整理をしていく必要がある。

#### （イ）既存のデジタル財産などに関する整理について

---

<sup>7</sup> 一定額面のトークンに固有のIDを付与し、そうしたIDとユーザーを紐付ける仕組み。ただし、「トークン」や「トークン化」といった用語に確定的な定義はなく、文脈によって様々な意味で使われていることには留意が必要である。

金銭<sup>8</sup>の場合、その所有と占有は原則一致するとされているが、CBDCの場合、デジタル形態であるため占有の事実状態を直ちには観念できない。このように、現状の金銭との相違点も生じるため、CBDCの私法上の性質を考えるに当たっては、デジタル財産等に関する整理も参考にする余地がある。そのため、金銭や、広く用いられている銀行預金のみならず、電子記録債権、振替株式・社債、資金移動業者や第三者型前払式支払手段発行者が発行する電子マネー、また資金移動型や信託型のステーブルコイン（電子決済手段）、暗号資産についても現状のあり方を確認した。

権利の帰属や移転などの扱いについて、金銭については、所有権が占有者に帰属し、占有の移転と共に所有権も移転する「所有と占有の一致」が原則となる一方、デジタル財産等については様々な帰属や移転の法律構成がとられている。

電子記録債権については、権利の帰属や移転は債権記録の記録により規律されている。また、動的安全性に関しては、善意無重過失の者を保護する旨の善意取得の規定が設けられている。さらに、記録の改ざんにより無権利者が名義人となった場合に、電子債権記録機関に記録の訂正を義務付けるなど、明示的な規定により静的安全性の保護が図られている点にも特徴がある。振替株式・社債についても、権利の帰属や移転は振替口座簿の記載又は記録により定まるとされており、動的安全性に関しては、善意無重過失の者を保護する旨の善意取得の規定が設けられている。

銀行預金について、その帰属に争いがあった場合は、裁判所において個別事情を踏まえ事案ごとに判断されている。動的安全性については、振込依頼人が振込先を誤記した場合や、振込みの原因となる法律行為が錯誤又は詐欺によって取り消された場合にも、振込みがされれば当該振込みに係る受取人が有効に預金債権を取得することとされている。また、無権利者に対する払戻しは原則無効だが、金融機関が善意無過失の場合には、原則、金融機関の表見受領権者に対する弁済が有効とされ、真の債権者は払戻額相当の預金債権を失うとされている。

電子マネーについては、その権利の帰属や移転についての定説が明らかでない中、個別事例に応じた対応がされている。また、電子マネーの発行主体

---

<sup>8</sup> 本稿では特に断りのない限り、現金を指すものとする。

には、法令やガイドラインにより、不正取引が発生した場合などにおける損失の補償その他の対応に関する方針について情報提供義務・周知義務等が課せられている点などに特徴がある。

電子決済手段や暗号資産については、権利の帰属や移転についての定説が明らかでない。なお、電子決済手段について、上記の電子マネーと同様に、法令やガイドラインにより、不正取引が発生した場合などにおける損失の補償その他の対応に関する方針について情報提供義務・周知義務等が課せられている<sup>9</sup>。

上記のように、既存のデジタル財産については様々な整理がされているが、デジタル決済手段として広く通用する銀行預金のあり方のみならず、

- 債権記録や振替口座簿の記載又は記録を権利の帰属・移転に係る権利関係の基礎とする、電子記録債権や振替株式・社債のあり方
  - 法律構成が必ずしも定まらない中で、業法規制やガイドライン等において権利保護の具体化を図っている電子マネー、電子決済手段などのあり方
- などについても、C B D Cの法令面の検討において参考となる点がある。このほか、例えば船荷証券の電子化に関する議論などについても、参考にすべき点を確認していくことが望ましい。

次に、既存のデジタル財産などに関する民事執行について、民事執行法では対象財産の種類に応じて強制執行の方法が定められており、金銭については動産執行の方法により、銀行預金については債権執行の方法により、対応されている。一方で、他の法令で特別の定めをおいて対応される電子記録債権、振替株式・社債や、特別の定めはなく個別事例で対応されている電子マネー、電子決済手段、暗号資産など、多様なあり方が存在する。C B D Cの民事執行については、これらも参考にしつつ、その性質に応じた検討がされることが望ましい。

また、各財産等において管理機能等を担う機関（例えば、C B D Cにおける仲介機関に相当）が存在する場合には、その関わり方が枢要となるため、今後C B D Cに対する民事執行について議論を進める上では、仲介機関の行うべき対応や、対応する仲介機関を照会する仕組み<sup>10</sup>などについて、検討を

<sup>9</sup> 資金移動型の場合には資金移動業者及び電子決済手段等取引業者、信託型の場合には電子決済手段等取引業者に対して課せられている。

<sup>10</sup> ただし、仮にこうした仕組みを設ける場合には、(2)に記載のとおり、公的要請への対応とプライバシー保護の両立にも配慮する必要がある。

行うことが重要となる。

(ウ) CBDCに関する私法上の整理について

CBDCの法的性質や利用者の権利保護などを考える上では、現状の金銭についてされている整理が一つの基準となると考えられる。金銭の定義にCBDCを含めるかどうかや、含めない場合にCBDCをどのように法的に位置づけるべきかなどについては、今後も議論の継続が必要な事項である。

「物」（「占有」を観念できる）を前提とする現状の金銭<sup>11</sup>の取扱いとデジタル形式（「占有」を観念できない）であるCBDCの取扱いの整合性についての議論や、デジタル財産における「事実上の支配状態」など関連し得る内容についての考察も、今後制度の解像度の向上に応じて進めていく必要がある。

利用者の権利保護について、不正利用対応などCBDCの流通における権利保護に関しては、なりすましなどの無権利者が介在する場合、詐欺などによる取消しがあった場合、送金指示の誤りがあった場合などの具体的な事例から検討を行った。これまでに議論されているCBDCの性質や技術前提を考慮した上で、上記のような場合においても、現状の金銭と同様に動的安全性を重んじ、原則として、CBDCの受取人や転得者への移転には影響しない（送金者は不当利得返還請求を通じて権利回復を行う）ものとするのが望ましいと考える。

さらに、上記を含む不正利用時の対応においては、デジタル財産としてのトレーサビリティを活用し、不当利得返還請求を行うなどの権利回復がより容易となり得ることや、流通時以外の権利保護、例えばデータ消失や記録の変造については、台帳記載の正確性を担保することを前提に、台帳記録から正当な残高を復帰させ得ることなど、現状の金銭より高い水準での権利保護も図り得ることも期待される。

次に、CBDCに関する民事執行については、仲介機関の顧客管理部分と台帳管理部分の分離を行う実験用システムを前提にすると、利用者情報を保有する、顧客管理部分を担う仲介機関が対応する仕組みとすることが考えられる。

---

<sup>11</sup> 現行の民法においては、金銭が「物」であることを前提とした規定が設けられている。（第88条第2項、第587条、第646条第1項等）。

その上で、CBDCに関する強制執行については、具体的にどのような権利を差押えの対象とするかなど、引き続き検討を要する事項はあるが、手続の流れとしては、執行裁判所から差押命令の送達を受けた仲介機関が対応する仕組みを考えることができる。

CBDCに関する強制執行の具体的な方法については、民事執行法上の「その他の財産権」における定めなど現行の規定をベースに対応することや、特別な定めを置くことなど、多様な可能性が存在しており、今後も検討を深めるべきである。

## ②連絡会議としての基本的な考え方と今後の議論について

幹事会での議論も踏まえ、連絡会議としては、以下のとおり、私法上の整理に係る基本的な考え方と今後の議論の方向性に関する整理を行った。

CBDCの私法上の扱いについては、

- 法貨として、移転などにおいて現金と同等の動的安全性を確保すること
- 不正利用対応などにおいてデジタル財産としてのトレーサビリティを活用し不当利得返還請求を容易にする、データ消失や記録の変造などにおいては台帳記録から正当な残高を復帰させるなどの手段により、現状の金銭より高い水準の権利保護も追求すること
- CBDCに関する強制執行については、仲介機関を通じて行うことを基本として検討すべきである。

その上で、以下の選択肢については、今後検討や考察を進めて取るべき方向性を明らかにしていく必要がある。

- 利用者の権利保護などについて、立法などによりCBDCの法的性質を明確化するか、金銭などに関するこれまでの判例に基づく形で個別事例ごとに対応されるべきか
- また、CBDCに関する強制執行の扱いについて、「その他の財産権」における定めなど現行の規定をベースに対応するべきか、あるいは特別な定めを置くべきか
- CBDCに関する強制執行に対応する仲介機関を特定するために、一元化された手続を整備するかどうか

上記の私法上の扱いを含めたCBDCの法令面の検討においては、今後採用される技術の動向によっては法令面にも大きく影響を与え得ることから、

技術中立的な議論に努めるとともに、技術的進展に応じて議論を行っていくことが重要となる。

また、上記の論点について検討を進める中で、今後は、法規定の具体的な形式や、仲介機関やCBDCエコシステムにおける監督・規制のあり方などについても検討し、望ましいエコシステムの全体像について理解を深めていく必要がある。関連し得るデジタル財産等に関する議論を始め、通貨としての位置づけや通貨法の整理等とも歩調を合わせて検討を進めていく。

## (2) プライバシーの保護とデータの利活用/公共政策上の要請の両立

CBDCのプライバシーの保護とデータの利活用について、幹事会では以下の議論が行われた。

### ① 幹事会における議論

#### (ア) プライバシーの保護を前提としたシステムのあり方

プライバシー保護に万全を期す観点から、中央銀行によるデータの扱いは必要最小限とすることとしており、CBDCについても現金と同様に、民間部門である仲介機関が日本銀行と利用者の上に立ってCBDCの授受を仲立ちするという「二層構造」（間接型の発行形態）とすることが適当であると考えられていることから、個人情報を含み得る利用者情報・取引情報の大部分を仲介機関が取り扱うことが前提となる。

こうした中で、今後の制度やシステムのあり方の検討により、名称も含めて内容が変わり得るものではあるが、日本銀行の実験用システムにおいては、CBDCシステムに参加する仲介機関が保持する主なデータとして下表2に記載されているものが想定されている。

(表2) 日本銀行の実験用システムでの主なデータの扱い

主なデータ		顧客管理部分	台帳管理部分
利用者情報・取引情報	口座ID（CBDC口座を一意に識別するためのIDで、利用者に開示されるもの）、氏名・住所・生年月日・パスワード等の認証情報、摘要情報など	○	×
決済に必要な情報	内部管理番号（台帳管理部分において発行されるシステム内部の番号で、利用者には開示されないもの）、残高、取引通番（取引発生の都度、付番される番号）、取引金額	○	○

実験用システムでは、本人確認・認証等の顧客管理に必要な利用者情報・

取引情報は、顧客管理部分でのみ保有し、台帳管理部分とは分離することを想定している。仲介機関の台帳管理部分では、決済に必要な情報のみ保有することが考えられる。

ただし、台帳管理部分で取り扱う情報を限定的にした場合にも、他の情報と組み合わせられることなどにより、台帳上の情報が特定の個人に結びつく個人情報とならないか注意を要する。個人情報保護法を適切に遵守したシステムの運用を大前提として、個人情報保護法への対応を個別の業態における実態に即したものとするよう、仲介機関に対するガイドラインを整備することが考えられる。今後検討が進められるCBDCエコシステム・データ運用の細目への具体対応にあわせて、欧州などで積極的に検討されているプライバシー強化技術（PETs）の活用可能性などを含めて、十全なプライバシー保護がされるように検討していく必要がある。

#### （イ）CBDCの利用における公的要請への対応

CBDCの利用に際しては、他の民間決済手段と同様、AML/CFT<sup>12</sup>などの公的要請に対して適切に対応していくことが必要となる。こうした公的要請への対応とプライバシー保護の両立がされることを確認するため、日本銀行で行っているパイロット実験の内容を参照しつつ、CBDCの主な利用場面における各主体に保有されるデータの内容や動き、その際のデータの扱いにおける注意点について、検討を行った。

まず、CBDC口座の開設に当たっては、顧客管理部分を担う仲介機関は利用者の本人確認を実施し、台帳管理部分において発行されるシステム内部の番号（利用者には開示されないもの。ここでは「内部管理番号」と呼ぶ）に利用者情報を紐づける手続が必要となると考えられる。この場合、台帳上で利用可能な内部管理番号を予め顧客管理部分に割り当てておく等で、利用者情報を内部管理番号に紐付ける作業は顧客管理部分で完結する（すなわち、台帳管理部分にとって内部管理番号に対応する新規利用者の存在を知ることができない構造とする）ことができると考えられる。

CBDCでの個人間送金について、例えば現行の銀行振込では、送金者は利用する銀行に送金先の銀行名・（当該銀行の）口座番号を伝達して送金を行うことが一般的である。CBDCの場合も同様に、利用する仲介機関に、

---

<sup>12</sup> マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策のほか、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与への対策も含む。

送金先のCBDC口座を一意に識別するためのID（利用者に開示されうるもの。ここでは「口座ID」と呼ぶ）を伝達して送金指示を行うフローが考えられる。その場合、口座IDなどの利用者情報の扱いや送金者の認証プロセスは顧客管理部分で完結し、台帳管理部分では決済に必要な情報のみが伝達・処理され、利用者情報は扱われないスキームとすることが考えられる。その際、送金者の利用者情報は、仲介機関の顧客管理部分に留まり、送金先の仲介機関や送金先に台帳を通じて伝達されることはない。

CBDCによる店舗での支払について、例えば利用者は店舗側が提示する二次元コードを読み込むなどして送金先店舗名を確認した上で、支払いを行う事例が考えられる。この場合、利用者の仲介機関は、顧客管理部分で利用者の認証プロセスや台帳上で決済処理を行うための口座IDの特定を完結させ、台帳管理部分は利用者情報を除く、決済に必要な情報のみを伝達するフローが考えられる。その際、支払を行った利用者の利用者情報は、個人間送金の場合と同様に、仲介機関の顧客管理部分に留まり、支払先の仲介機関や支払先に台帳を通じて伝達されない形式となる<sup>13</sup>。

上記のとおり、口座の開設、個人間送金、店舗での支払といったCBDCの主な利用場面について、仲介機関の顧客管理部分のみで利用者情報を扱うことを想定できる。この前提に立てば、CBDCの仲介機関に対して、他の民間決済手段と同様のAML/CFT対応を求めていくことが考えられる。

なお、CBDCに関するAML/CFTについては、法貨として可能な限りのユニバーサルアクセスを提供すべきとの見方もあることから、国際的なCBDCに関するAML/CFTの検討状況や国内における類似の取引における取扱い等を勘案しつつ、利用者の属性等に応じてCBDCの保有上限や取引額上限について一定の制限を付すといった制度設計をしていくことも検討が必要となり得る。

#### （ウ）CBDCにおけるデータの利活用について

CBDCにおけるデータの利活用については、CBDC自体の導入の判断も然ることながら、CBDCがどのような形式で導入されるかにより、取得されるデータの内容や保有主体が大きく影響を受けるため、今後の制度設計に特に依存するテーマとなっている。そのため、本議論は、仮にCBDCの

---

<sup>13</sup> 店舗側での支払い確認や返金処理が発生する場合等に対応するため、取引通番などは、店舗側の仲介機関の顧客管理部分や店舗側に伝達され得る。



データ活用が行われた場合に、論点となり得る事項を考察し、利活用の是非の検討に役立てることを意図したものである。

既存のキャッシュレス決済手段において組成される決済データは、主として利用者情報と決済金額からなり、商品等の購買データは必ずしも利用者の個人情報と紐づけられていない。決済データの用途としては、統計データ分析や、ダイレクトメール配信といった販売促進支援など、マーケティングの領域で活用されるほか、事業者の会計業務の効率化や、ファイナンス商品の提供において信用力の判定に活用されることもある。公的分野でも消費動向調査などに活用されている。

C B D Cについても、利用者情報とは切り離された決済金額などのデータの活用を図ることは可能であると考えられる。その場合、既存の活用事例と同様にマーケティングや、事業者の会計業務、ファイナンス商品の提供、公的分野を含めた各種調査などの領域で活用される可能性がある。また既存のキャッシュレス決済手段におけるデータやPOSなどの店舗における商流データ等と組み合わせることで、現状の取組みより情報量や効率性に優れるものとなる可能性もある。

ただし、異なる決済手段の決済データや商流データ等との連携を実現する場合には、連携を見据えたデータ項目の設計やデータ形式の統一等が必要となる。また、一般的に様々なデータが集約されればされるほど、利活用の可能性が高まるものの、個人の識別可能性やそれに伴うプライバシーの侵害のおそれが高まり得ることから、データに係る本人の権利利益を侵害することのないように注意を要する。C B D Cについても、民間事業者等から連携の機運が高まった場合に柔軟に対応が可能となるように、データの整理を進めておくことや、適切な個人情報保護のあり方を考えていくことが望ましい。

#### (エ) 統合的なデータ活用について

多様な事業者が参加するC B D Cエコシステムにおいては、個別の仲介機関を跨いだ統合的なデータ活用が必要となる事例や、統合的なデータ活用によってC B D Cの価値向上、公益増進がかなう事例を考えることができる。こうした統合的なデータの扱いに当たり、プライバシー保護水準の確保や高い効率性を実現するための手段として、共同データベースのようなものを設けることも考えられる。こうした統合的なデータ活用のメリットや、留意事

項を確認するため、送金におけるエイリアス<sup>14</sup>機能の提供、AML／CFT対応を実施する際の共同化、統計などへのデータの利活用といった事例の考察を行った。

送金におけるエイリアス機能は、利用者が送金を行う場合に、送金先の顧客管理部分を担う仲介機関や口座IDが分からなくても、例えば携帯電話番号といった送金先に対応した符号（エイリアス）だけで送金指示が可能となる仕組みである。既存のキャッシュレス決済手段においても、携帯電話番号などを利用したエイリアス機能の提供が行われており、アプリに携帯電話番号を入力して同一事業者内で、或いは預金取扱機関間で、送金先を特定する機能が広く利用されている。多様な事業者が参加することが想定されるCBDCシステムにおいては、エイリアス機能の提供は利用者の利便性を向上させる可能性があるが、形式や方法などの詳細については、エイリアス機能の提供による誤送金や犯罪利用のリスクに十分留意しつつ、その防止策を含めて更なる検討が必要である。

個人情報保護の観点からは、エイリアスを管理するに当たり、個人識別が可能な情報と紐づけられる可能性の有無が論点となると考えられる。個人情報や個人関連情報に該当する場合には、ネットワークに参加する際に当該情報の第三者提供に関するCBDC利用者の同意を得ることが必要となり得る。また管理される情報の性質に応じて管理主体の安全管理措置のレベルを適切なものとする必要があり、扱うデータの機微性や量、事業の規模などに対応して必要な水準が担保されるように、システムを構築していく必要がある。

仲介機関におけるAML／CFT対応は、CBDCエコシステムにおける基礎的な事項であるため、そのあり方全般について議論を行っていく必要がある。その上で、十全な対応を基礎として更なる効率化をデータ活用によって行う領域を特定できれば公的部門・民間部門双方の利益に資すると考えられる。

銀行セクターにおいては、AML／CFT業務の効率化・高度化を図ることを目的として為替取引分析業が設けられるなど、共同化の取り組みが行われているところであるが、多様な事業者の参加を見込むCBDCエコシステムにおいてもAML／CFTの共同化に向けた検討を行うことは有意義であ

---

<sup>14</sup> 特定の決済プラットフォームで登録されるアカウントと紐付けられた識別子。携帯電話番号など利用者が覚えやすい識別子を用いて、金融機関や口座番号を特定せずに送金先が特定できる。

ると考えられる。既存の取組みを参考に、アラートデータや不正利用口座情報を集約するデータベースを設けること等が考えられる。単一障害点が生じ得るリスクや、事業者の属性に見合わない対応となるリスクに留意しながら、今後検討することが望ましい。

個人情報保護の観点からは、エイリアス同様に、個人識別可能性の有無に応じてC B D C利用者の同意が必要となり得ることや、適切な安全管理措置を担保することが論点となる。特にAML／C F Tについては、既存の法的枠組みも念頭に、共同データベースがどのようなデータをもとにどのような役割を担うかなどを検討する必要がある。

統計などへのデータの利活用については、例えば個別の仲介機関が決済関連データに匿名化等の処理を行ったうえで、共同データベースで集約して管理することなどにより、統計利用を含めた幅広い主体のデータ利用のニーズに対応することが考えられる。その際、C B D C以外の決済手段のデータやP O S等の商流データと組み合わせることが可能であれば、より多様なデータ活用の可能性が考えられる。

個人情報保護の観点からは、エイリアスなどについても議論された個人識別性や同意の必要性、安全管理措置の水準などの論点もあるが、データの利活用については後からその利用範囲が追加される可能性も考慮しつつ、利用目的の特定に当たって、個人情報がどのように利用されるのか、利用者本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。また、共同データベースにおいて個人情報を取り扱う場合には、個人情報を加工して、仮名加工情報・匿名加工情報を作成することによって利活用を可能にすることが考えられるが、こういった主体が担うべきかについても考えていく必要がある。

上記のとおり、エイリアス、AML／C F Tの効率化、統計などへのデータの利活用といった事例を通じて、一元的な管理データベース（共同データベース）に加えて、同意取得や安全管理措置、あるいは情報の加工に関わる多様なオペレーションに対応し、仲介機関を跨ぐ情報を統合的に管理する主体の必要性が示唆される。その上で、プライバシーの保護を実現するため、制度の可能性は広く柔軟に検討することが望ましく、情報集約や加工を行う方法や主体のあり方などについて、個人情報保護法とも整合的な形で、データベース全体の設計を検討していくことが重要である。

## ②連絡会議としての基本的な考え方と今後の議論について

幹事会での議論も踏まえ、連絡会議としては、以下のとおり、プライバシー保護・データの利活用にかかる基本的な考え方と今後の議論の方向性に関する整理を行った。

C B D Cにおけるプライバシー保護・データの利活用を考える上では、

- 中央銀行による個人情報の取扱いを最小限にする観点から、日本銀行が利用者情報・取引情報を扱わない構造とすること
- A M L / C F Tなどの公的要請への対応は適切に行いつつ、プライバシーの保護に必要とされる措置には確実に対応した設計とすること
- 統計へのデータ活用など社会にとって有用なデータ活用についても、同意の取得、安全管理措置、利用目的の明示などが必要となる状況に効率的に対応し得る制度を設計すること

を基本として検討すべきである。

その上で、以下の選択肢については、今後検討や考察を進めて取るべき方向性を明らかにしていく必要がある。

- C B D Cのデータに係る本人のプライバシーを含む権利利益の保護を確保するとともに、データを活用しやすくするため、仲介機関において具体的にどのようにデータを取り扱うこととすべきか
- A M L / C F T効率化や統計への活用等を始めとする統合的なデータ活用にむけて共同データベースを設けるべきか。設ける場合、どのような主体がその管理を担うべきか

引き続き、個人情報保護制度の見直しについても注視をしながら、データの利活用・プライバシー保護の観点から、多様な事業者が参加・連携することが考えられるエコシステムの全体像や必要な機能などを改めて整理した上で、今後、制度やデータ管理を担う主体のあり方を含めて検討を行っていく。

### (3) 各種の民間決済手段との役割分担

C B D Cの各種の民間決済手段との役割分担について、幹事会では民間事業者にヒアリングを実施した上で、以下の議論が行われた。

#### ①幹事会における議論

##### (ア) 民間事業者へのヒアリング

C B D Cと他の決済手段の役割分担の議論においては、C B D Cエコシス

テムの全体像やCBDCが備えるべき機能の方向性に関して、民間事業者との間で共通理解を持つことが重要である。そうした理解を深めるため、CBDCが仮に導入された場合に、仲介機関となり得ることを含めて関わりを持ち得る業界の事業者や団体に、昨年4月に公表した「中間整理」での議論を前提として、ヒアリングを実施した。

まず、CBDCの導入に伴い生じ得る影響については、特に、既存キャッシュレスの加盟店手数料への影響を懸念する声があった。こうした声に配慮し、導入の進め方について民間の事業に与える影響を考慮し、慎重な検討を行うことが重要となる。

また、CBDCの機能やシステムのあり方については、CBDCが、公的なインフラとして、社会におけるデジタル決済・サービスの利活用を促進することへの期待の声があった。デジタル決済の裾野が広がることで、既存事業者のサービスもより広い利用者・店舗に受容される可能性があると考えられる。その上で、そうした活用促進のために必要な要素について、CBDCがいつでもどこでも利用できることや、リテラシーを問わずに利用できる簡易な仕様や使用感（UI／UX）を備えること、即時に決済され利用者が決済の完了をすぐに認識できること、などが挙げられた。

加えて、共通インフラとしてのCBDCの可能性については、既存の事業者のビジネスへの影響に配慮することが求められつつも、異なる決済手段の相互運用などをサポートする基盤となるあり方や、そうした基盤や機能の提供を通じてCBDCがデータや仕様の形式の統一や不正利用対応等の共同化などにつながり得る可能性についても言及があった。また、既存システムに障害などが発生した際に代替の決済手段となり得ることにも期待があった。こうしたインフラとしての活用可能性の基礎となるデータ・API接続<sup>15</sup>において、広く共通化された仕様や高い開放性を望む声もあった。

こうした事業者の声を踏まえつつ、CBDCの導入による既存事業者への正負の影響について引き続きよく検討するとともに、事業者がCBDCに期待する機能や役割を実現するため、機能やサービスの具体化を進めることでより解像度の高いイメージを共有していく必要がある。

---

<sup>15</sup> API（Application Programming Interface）接続は、異なるシステムやアプリが機能やデータなどを共有・やりとりするための接続のこと。

## (イ) C B D Cの利用形式とそれぞれにおける利活用の検討

仮にC B D Cが導入されれば、決済利用者、決済が行われる店舗、仲介機関になり得る決済事業者など多様な者が影響を受け得る。便益やコストがどのような形で生じ得るかは、C B D Cの制度設計に依存する事項であるが、だからこそC B D Cを導入する場合には、社会全体としての便益向上やコスト低減を実現することを目指すべきである。

その観点から、民間事業者へのヒアリングに加えて、キャッシュレス決済の利用者が求めている機能などもサーベイを参考に確認を行った上で、民間事業者へのヒアリングで要望のあった機能や相互に接続し得る基盤としてのあり方や、キャッシュレス決済利用者が広く求めている利用先の増加、各決済手段間の送金等における相互運用性の確保、簡便な機能や仕様の提供といった事項<sup>16</sup>を踏まえて、C B D Cの基本フローや主な利活用のされ方について、利用形式とユースケースの考察を行った。

まず、現在主に現金が利用されている場面でC B D Cが使用される形式を考える。利用者が既存の民間決済手段のアプリを通じてC B D Cを利用するか、新たなアプリが提供されるか、その場合の提供主体について、決まったものはないが、簡便なUI／UXが提供されれば、法貨としての強制通用力が備わることと相俟って、この場面での使用に資すると考えられる。

現在主に現金が利用されている場面でC B D Cが使用される場合、主として、民間決済手段が利用されていない領域での使用となるため、民間マネーとの競合度合いは相対的に低くなることが予想される。一方で、特にキャッシュレス決済を利用していない主体も利用・参加しやすい環境を確保することが必要となる。

具体的な事例を考えると、主として現金が使われている一部行政サービスや、小規模店舗・医療機関への支払いに、現金と並ぶ決済手段としてC B D Cを利用することができれば、利用者の利便性が向上し得る。また、現金を準備する手間や管理するコストが軽減する可能性があるほか、決済の即時性というメリットや、リテラシーや環境に広く対応したサポートを行うことで店舗側も受け入れやすい可能性がある。加えて、C B D Cが支払・送金とい

---

<sup>16</sup> 例えば政府のアンケート調査「通貨に関する実態調査」(令和6年3月公表)において、「一つのキャッシュレス決済サービスだけで、どこでも支払いができるようになってほしい」利用者は45.3%、「チャージや支払いの操作が簡単になってほしい」利用者は28.3%、「異なるキャッシュレス決済サービス間で簡単に送金できるようになってほしい」利用者は19.6%存在。

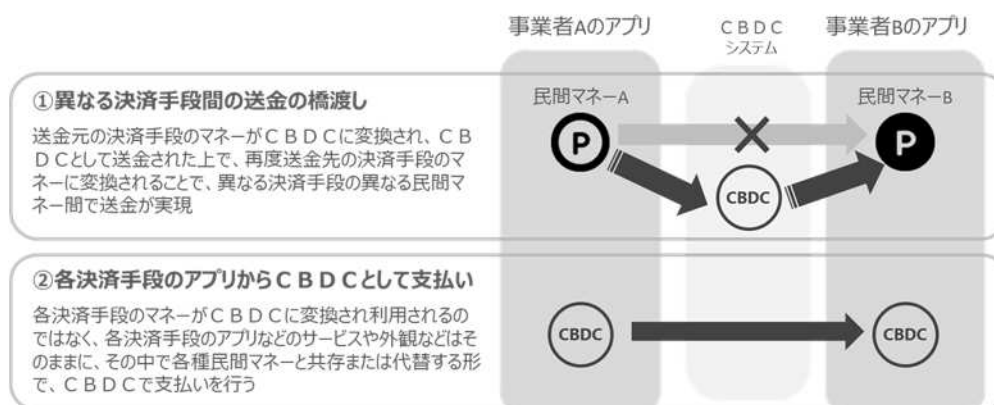
った基本的なサービスにおいて、高齢者等にも使いやすいUI／UXとなることが考えられる。

もう一方の利用の形式として、現在民間決済手段が利用されている場面において、相互運用性のある公的基盤としてCBDCが使用される場合を考える。この利用の形式においては、CBDCは民間決済手段をつなぐ媒体として、時にCBDCであることが利用者に意識されることなく利用されると考えられる。この利用形式が意義を持つためには、様々な決済事業者が参加・接続しやすい環境を確保することが重要となると考えられる。なお、送金や支払先についてCBDCにより相互運用性が実現する範囲において、各決済手段間の垣根が低減し得るため、これまでの「加盟店モデル」に基づく競争のあり方に影響を与え得ることに留意が必要である。

利用の具体的なあり方として、まず、異なる決済手段間の送金の橋渡し（下表3の①）が考えられる。送金元の決済手段のマネーがCBDCに（瞬時に）変換され、CBDCとして送金された上で、再度送金先の決済手段のマネーに変換されることで、異なる決済手段間で送金の実現することとなる。換言すれば、利用者はCBDCの存在を認識することなく、現在使っている決済手段のアプリやマネーを使っているような使用感となることが想定される。この場合に、CBDCが接続性の高いシステムや決済の即時性を提供すれば、相互運用性の改善に加えて、決済にかかるリスクの軽減や手続の利便性が向上する可能性がある。

また、各決済手段のアプリからCBDCとして支払われる場合（下表3の②）、つまり、各決済手段のマネーがCBDCに変換され利用されるのではなく、各決済手段のアプリなどのサービスや外観などはそのままに、その中で各種民間マネーと共存または代替する形で、CBDCで支払を行うというあり方も考えられる。相互運用が実現する範囲では、各種決済手段のアプリ間でCBDCによる支払が行われるほか、決済の即時化や、支払前の保有段階から一貫して決済にかかるリスクを軽減する可能性がある。

(表3) CBDCが相互運用性を供与する場合の利用例



利用の枠組みに大きな差が生じ得る点はあるつつ、相互運用性に基づくどちらの利用のあり方においても、各事業者のアプリで読取りコードや電文を標準化するなどの相互運用性の改善が想定されるほか、各種決済手段を跨いだ機能との親和性が高まり得ることなど、実現する機能・メリットの方向性は同様となる。また、公的な基盤としてCBDCシステムが既存システムと接続しつつ、広く介在すれば、決済システム全体のレジリエンスなどの向上につながる可能性も共通して考えられる。

今回検討された利用形式は、キャッシュレス決済利用者が求めている機能にも対応したものであり、今後とも議論を行う上で基本として考察を深めていくべきユースケースとなると考えられる。引き続き冒頭に述べた社会全体における便益の向上、コストの削減を目指して、仲介機関となり得る者や利用店舗となり得る者からのヒアリングなども行いつつ、具体的なユースケースの検討を進めていく。

(ウ) システムの二次的な利用の可能性

CBDCは決済・送金手段として活用されることが基本となるが、CBDCシステムが二次的に利用される可能性についても考えることができる。

例えば、「デジタル地域通貨」については、デジタル商品券や地域独自の施策実施に関するポイントなど、多様な目的で既に各地域などで発行されているものであるが、地域ごとに発行主体やベンダーが異なることで、全国規模のチェーン店などの会計システムなどとの連携が難しい等の理由から、地域全体の決済手段として機能が十分に発揮されていない状況が生じていると考えられる。



C B D Cのために構築されたシステムがホワイトレーベル化して二次的に活用されることで、デジタル地域通貨を発行可能な全国共通のシステム基盤として提供できれば、自治体・事業者などの対応コストの低下、使用できる加盟店の増加や、広域的な取組みやデータ連携が容易となることなどもあり得る。また、自由度が高い技術基盤をプログラマビリティなどに活用することができれば、地域の主体的な取組みや施策を、より高度で、地域のニーズに応じたものとするに役立つ可能性がある。

こうした基盤提供の可能性についても今後とも広く検討し、C B D Cが社会に必要とされるものとなるように、技術的な要素についても理解を深めつつ、ユースケースを考えていく必要がある。

#### (エ) 決済市場における競争政策上の論点について

競争政策上の論点からも、C B D Cと既存の決済事業者の関係を考えれば、主に少額決済市場において、多様な電子少額決済サービスの間で公正かつ自由な競争が行われることになるかが重要な点となると考えられる。C B D Cが導入されれば、競争政策上の観点からは、消費者・店舗・事業者の選択肢を増やし、公正かつ自由な競争促進に資することが期待される。その場合の市場・競争状況はC B D Cを利用する消費者・店舗・事業者の選択により形成されることとなる。また、消費者や店舗ごとに仲介機関が異なる場合も含めて、C B D Cを通じた相互運用性が確保されていることにより、利用者の仲介機関を問わずに決済利用が行えるようになる。さらに、民間の電子マネー同士において、C B D Cを通じて、決済手段間の相互運用性が確保されればされるほど、消費者は、利用する店舗に拘わらず低廉で利便性の高い決済手段を選択することが容易となる。

C B D Cがこのような競争促進的な効果を発揮するために、サービスの担い手となるC B D Cの仲介機関に関して、多くの事業者が積極的に新規参入できることが望ましい。C B D Cの仲介機関間のサービスの競争が促進されれば、利用者にとっての利便性向上、コスト低減につながる可能性もある。従って、具体的な制度設計を考える際には、このような点についても考慮することが望ましい。

#### ②連絡会議としての基本的な考え方と今後の議論について

幹事会での議論も踏まえ、連絡会議としては、民間事業者との役割分担にかかる基本的な考え方と今後の議論の方向性に関する整理を行った。

CBDCの「制度設計の大枠の整理」に向けて制度のあり方を検討していく上では、民間事業者と密に意見交換をしていくことが重要であり、今後ともCBDCエコシステムの全体像や機能の方向性について、具体的なユースケースに基づいて議論が行われる必要がある。

CBDCと各種の民間決済手段との役割分担に関しては、

- キャッシュレス決済を利用していない個人や自治体・店舗にとって、CBDCを利用・参加しやすい環境を確保すること
  - 既に決済手段を提供している、あるいはCBDCが導入された場合に仲介機関となり得る民間事業者にとって、参加・接続しやすい環境を確保すること
  - 事業者のビジネスに与え得る影響に十分な配慮を行いつつ、CBDCが既存のキャッシュレス決済と適切に連携して、社会全体における利便性を向上させる基盤となるための機能や利便性を備えることで、現金の補完や相互運用性の改善といった役割を果たし得るものとする
- ことを基本として検討すべきである。

その上で、以下の選択肢については、今後検討を深めて取るべき方向性を明らかにしていく必要がある。

- 法貨として、いつでも、どこでも使うことができる決済手段とするという方針のもと、キャッシュレス決済未対応店舗での導入課題も鑑みながら、店舗への導入をどのように確保するか
- 同様に、仲介機関（特に中小金融機関等）の関係するシステムへの参加をどのように確保するか
- CBDCを発行する場合に、利用者や店舗等に対して、何らかの導入インセンティブを与えるべきか否か

今後に関しては、社会全体での利便性・効率性に資する観点から、将来の技術革新や新たなユースケースにも対応可能な公的な決済インフラとしての活用可能性も見据えて議論を行っていくことも必要となる。

以上

## (参考資料)

### 1. 本連絡会議の構成

#### 【連絡会議】

(議長)

財務省 理財局長

(構成員)

内閣府	政策統括官（経済財政運営担当）
公正取引委員会	事務総局経済取引局長
警察庁	刑事局組織犯罪対策部長
金融庁	企画市場局長
消費者庁	政策立案総括審議官
デジタル庁	統括官（戦略・組織担当）
総務省	大臣官房総括審議官
総務省	情報流通行政局郵政行政部長
法務省	民事局長
法務省	刑事局長
財務省	国際局長
厚生労働省	雇用環境・均等局長
農林水産省	経営局長
経済産業省	商務・サービス審議官
日本銀行	理事

(オブザーバー)

個人情報保護委員会

【幹事会】

(座長)

財務省 理財局国庫課長

(構成員)

内閣府	政策統括官(経済財政運営担当) 付参事官(経済対策・金融担当)
公正取引委員会	事務総局経済取引局調整課長
警察庁	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
金融庁	企画市場局信用制度参事官
消費者庁	消費者政策課長
デジタル庁	参事官(戦略・組織担当)
総務省	大臣官房企画課長
総務省	情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室長
法務省	民事局民事法制管理官
法務省	刑事局刑事法制管理官
財務省	国際局国際機構課企画官
厚生労働省	雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室長
農林水産省	経営局金融調整課長
経済産業省	商務・サービスグループキャッシュレス推進室長
日本銀行	決済機構局参事役

(オブザーバー)

個人情報保護委員会

## 2. 開催実績

### 【連絡会議】

第1回 2024年 1月26日

- ・連絡会議の設置について
- ・今後の進め方について

第2回 3月12日

- ・各府省庁の所管行政において生じる「課題」について

第3回 4月17日

- ・中間整理について

第4回 10月3日

- ・これまでの議論について
- ・「パイロット実験」の進捗状況について
- ・今後のスケジュールについて

第5回 2025年5月22日

- ・第2次中間整理について

### 【幹事会】

第1回 2024年 10月29日

- ・私法上の整理

(1) 私法上の整理に関する技術的な前提等について（日本銀行）

(2) 既存のデジタル財産等に関する整理について（法務省・金融庁・財務省）

第2回 12月2日

- ・プライバシーの保護とデータの利活用/公共政策上の要請の両立

(1) データの取扱いについて（日本銀行）

(2) 個人情報保護とデータの利活用について（個人情報保護委員会・金融庁・経済産業省）

第3回 12月19日

- ・各種の民間決済手段との役割分担

(1) 民間事業者へのヒアリング報告について（財務省・金融庁・経済産

業省)

(2) CBDCフォーラムにおける議論の概要等 (日本銀行)

第4回 2025年2月3日

・私法上の整理について (財務省・日本銀行・法務省)

第5回 3月11日

・CBDCにおけるデータの扱いについて

(1) データの扱いに関するケーススタディ (日本銀行)

(2) 利便性向上のためのデータの扱いに関する検討について (財務省)

第6回 3月17日

・各種の民間決済手段との役割分担

(1) CBDCの利用形式について (財務省)

(2) CBDCに関する市場の競争について (公正取引委員会)